

議案第54号

かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の
制定について

かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例を次のとおり
制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例
(設置)

第1条 市内の学齢児童生徒及び未就学児の就学、進学、いじめ、不登校その
他の教育に関する相談及び支援を行うため、かすみがうら市教育支援センタ
ー（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
かすみがうら市教育支援センター	かすみがうら市中佐谷1205番地

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 教育支援に関すること。
- (3) センターの管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第4条 センターに、必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）の施行の日から施行する。

(かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年かすみがうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1号を加える。

(37) かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）